

法人県民税法人税割、法人事業税・地方法人特別税の税率改正について

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割、法人事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。 ➡ 改正後の税率は税率表をご覧ください。

1 法人県民税法人税割

法人県民税法人税割の税率が引き下げられます。

(平成26年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人住民税(県および市町村分)法人税割の税率を引き下げ、その引き下げ相当分について地方法人税(国税)が創設されました。)

★(参考)地方法人税(国税)について

地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から創設される国税であり、法人税の申告義務がある法人が、法人税額の4.4%(税率)を国(税務署)に申告納付します。詳細は、税務署へお問い合わせください。

2 法人事業税・地方法人特別税

法人事業税所得割および収入割の税率が引き上げられ、地方法人特別税の税率が引き下げられます。(地方法人特別税の規模が1/3縮小され、法人事業税に還元されます。)

○**予定申告に係る経過措置について**

上記の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、以下のとおり経過措置が設けられています。

【法人県民税法人税割】前事業年度の法人税割額×3.8÷前事業年度の月数

【法人事業税】前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数×7.5

【地方法人特別税】前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数×4.0

法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。

1 法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

【改正前】法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額

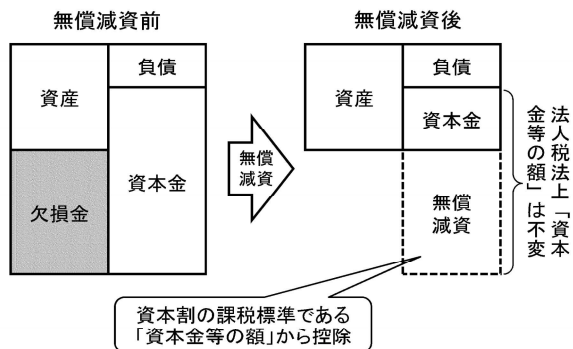
【改正後】法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額

(ただし、無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合には、それらの額を調整後の額)

2 「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の額」との比較

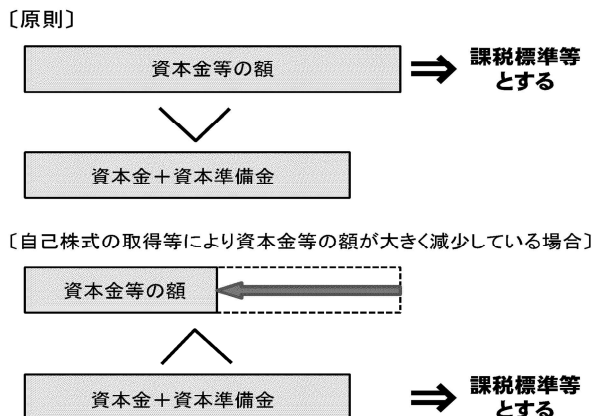
上記1により算定した資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額となります。

【上記1のイメージ】



➡ 均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」からも控除。

【上記2のイメージ】



税率表（改正後）

＜法人県民税法人税割＞

区分		税率（％）		
		平成26年9月30日以前 に開始する事業年度	平成26年10月1日以後 に開始する事業年度	
法人 税割	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 （資本又は出資を有しないものを含む） *保険業法に定める相互会社を除く	課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額が年1,000万円(注1)以下	5.0	3.2
		課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額が年1,000万円超	5.8	4.0
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	5.8	4.0	

注) 1 事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

2 平成22年9月30日までに解散した法人が清算所得に対する法人税に係る法人税割を納付する際の税率は5.8%です。

＜法人事業税＞

●外形標準課税対象以外の法人

区 分	法人の種類	課税標準	税率（％）	
			平成20年10月1日から 平成26年9月30日の間 に開始する事業年度	平成26年10月1日以後 に開始する事業年度
所得・清算所得を 課税標準とするもの	普通法人	所得のうち年400万円以下(注1)の金額	2.7	3.4
		所得のうち年400万円を超え年800万円 以下の金額	4.0	5.1
		所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人(注2)の所得、清算所得(注3)	5.3	6.7
	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7	3.4
		所得のうち年400万円を超える金額 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	3.6	4.6
		収入金額を課税標準と するもの	0.7	0.9
	電気・ガス供給業 保険業を行う法人	収入 割		

注) 1 事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

2 「軽減税率不適用法人」とは、事業年度終了の日において3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。

3 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税が廃止され、通常の所得課税の税率が適用されます。（以下同じ）。

●外形標準課税対象法人

※平成27年度税制改正により外形標準課税対象法人の税率が改正されました。

割 区 分	課税標準	税率（％）		
		平成20年10月1日から 平成26年9月30日の間 に開始する事業年度	平成26年10月1日から 平成27年3月31日の間 に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日の間 に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5	2.2	1.6
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2	3.2	2.3
	所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	2.9	4.3	3.1
付加価値割	付加価値額	0.48	0.48	0.72
資本割	資本金等の額	0.2	0.2	0.3

＜地方法人特別税＞

区分	課税標準	税率（％）		
		平成20年10月1日から 平成26年9月30日の間 に開始する事業年度	平成26年10月1日から 平成27年3月31日の間 に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日の間 に開始する事業年度
所得割額により法人事業税を課税される法人（外形標準課税対象法人以外）	基準法人所得割額	81	43.2	左記税率と同じ
収入割額により法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	81	43.2	
所得割額により法人事業税を課税される法人（外形標準課税対象法人）	基準法人所得割額	148	67.4	